

## 1 大気汚染物質に係る対策目標値・達成年度

### (1) 対策目標値

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、大気汚染に係る対策上の目標として、大気汚染の主要な物質である二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について設定（平成 12 年川崎市告示第 600 号）

### (2) 達成年度

対策目標値を達成していない物質について目標達成年度を設定

- ・二酸化硫黄 当初から目標を達成していたため、達成年度を未設定
- ・二酸化窒素 達成年度の期限を「平成 22 年度」としていたが、達成年度までの目標達成が見込まれなかったことから、平成 23 年度に達成年度の期限を「平成 27 年度」に変更
- ・浮遊粒子状物質 達成年度の期限を「平成 22 年度」としていたが、平成 19 年度から 3 年連続で、全測定局で目標達成したため、平成 23 年度に達成年度を削除

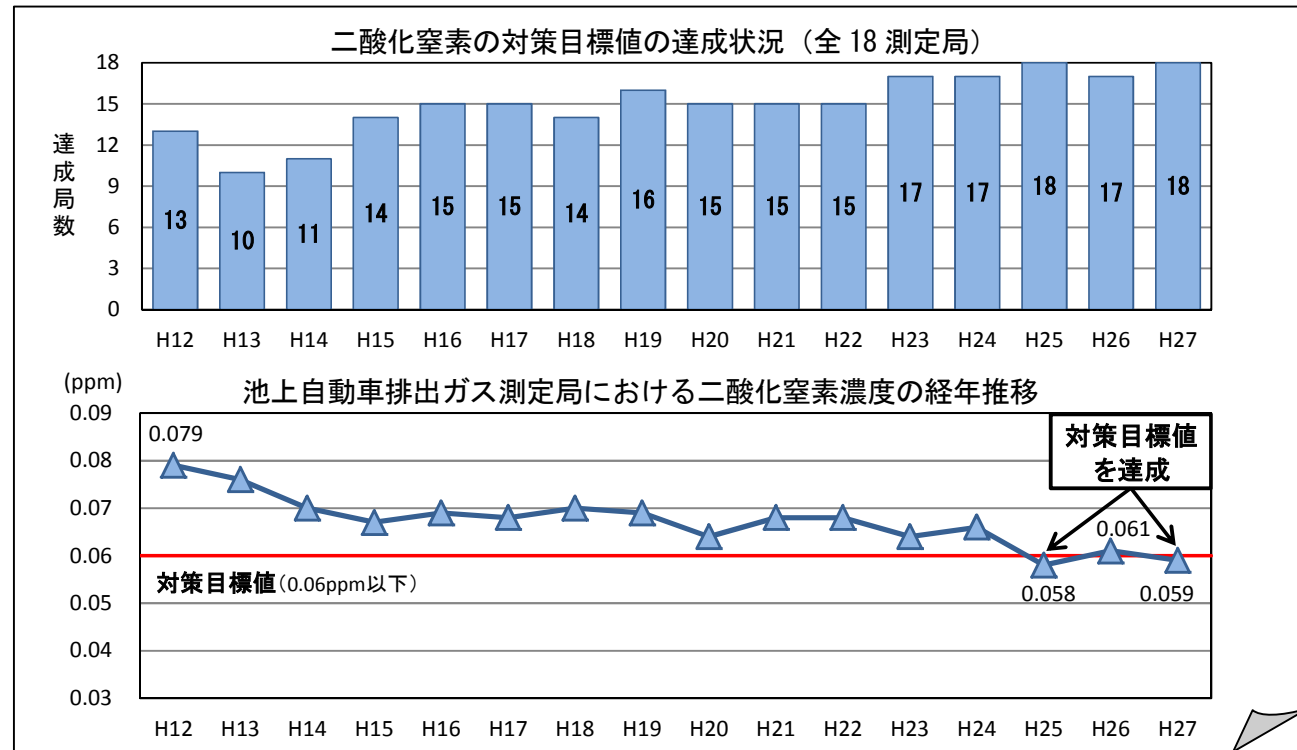
対策目標値（平成 23 年川崎市告示第 183 号）

物質	対策目標値		達成年度
二酸化硫黄	1 時間値	0.10ppm 以下	
	1 時間値の 1 日平均値	0.04ppm 以下	
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値	0.04ppm～0.06ppm の ゾーン内又はそれ以下	全測定所で平成 23 年度から 平成 27 年度の早期
浮遊粒子状物質	1 時間値	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	
	1 時間値の 1 日平均値	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	

## 2 二酸化窒素に係る環境対策

### (1) 二酸化窒素に係る対策目標値の達成状況

平成 25 年度に初めて全測定局で対策目標値を達成し、平成 26 年度は池上自動車排出ガス測定局でわずかに対策目標値を上回ったものの、平成 27 年度は再び全測定局で対策目標値を達成



### (2) 対策目標値の達成に向けた環境対策

#### ①工場・事業場対策

- ・法律及び条例に基づく監視・指導
- ・大手工場を対象としたテレメータを用いた窒素酸化物排出量の把握による監視・指導
- ・窒素酸化物の排出濃度が一定以下の環境性能に優れた燃焼施設（トップランナー燃焼施設）の導入促進

#### ②自動車対策

- ・九都県市と連携した低公害・低燃費車の普及促進
- ・条例に基づく環境に配慮した運搬制度（エコ運搬制度）の推進

## 3 二酸化窒素に係る対策目標値の達成年度の見直しについて

### (1) 見直しの考え方

- ・平成 25 年度に初めて全測定局で対策目標値を達成
- ・平成 26 年度は池上自動車排出ガス測定局でわずかに対策目標値を上回ったものの、平成 27 年度は再び全測定局で対策目標値を達成
- ・平成 25 年度及び平成 27 年度に対策目標値を達成したことから、達成年度を削除し、今後は、対策目標値の安定的な達成維持及び更なる環境濃度の低減を目指す。

### 達成年度の削除

現 行			見直し案			
物質	対策目標値		達成年度	物質	対策目標値	
二酸化硫黄	1 時間値	0.10ppm 以下		二酸化硫黄	1 時間値	0.10ppm 以下
	1 時間値の 1 日平均値	0.04ppm 以下			1 時間値の 1 日平均値	0.04ppm 以下
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値	0.04ppm～0.06ppm の ゾーン内又はそれ以下	全測定所で平成 23 年度から平成 27 年度の早期	二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値	0.04ppm～0.06ppm の ゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状 物質	1 時間値	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下		浮遊粒子状 物質	1 時間値	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
	1 時間値の 1 日平均値	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下			1 時間値の 1 日平均値	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下

適用日 平成 28 年 10 月 1 日（予定）

### (2) 今後の取組

対策目標値の達成状況を踏まえ達成年度は削除するものの、今後は、**対策目標値の安定的な達成維持**を目指すとともに、**更なる環境濃度の低減**を目指して、工場・事業場の環境対策と併せて、自動車環境対策を継続して推進していく。